

議案第 5 3 号

渋川市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市営駐車場条例の一部を改正する条例

渋川市営駐車場条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 8 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「これら以外の自動車を駐車させることができる」を「この限りでない」に改める。

第 7 条第 1 項中「必要がある」の次に「と認める」を加える。

別表第 2 定期利用の表渋川市営渋川駅前第 3 駐車場の項中「7, 0 0 0 円」を「6, 0 0 0 円（平日の利用に限る。）」に改め、別表第 2 一時利用の表中

「

名称	車両種別	使用料		
		最初の 3 0 分まで	最初の 3 0 分を超え 9 時間 3 0 分まで 1 時間につき	9 時間 3 0 分を超え 2 4 時間まで
渋川市営渋川駅前第 2 駐車場	普通自動車	無料	1 0 0 円	1, 0 0 0 円（2 4 時間を超えて駐車する場合は、2 4 時間までごとに、1, 0 0 0 円又は 1 時間増すごと

				に 100 円を 加算した額の いずれか低い 額を加算する 。)
--	--	--	--	--

」を

「

名称	車両種別	使用料		
		最初の 30 分まで	最初の 30 分を超え 7 時間 30 分まで 1 時間につき	7 時間 30 分を超え 24 時間まで
渋川市営渋川駅前第 2 駐車場	普通自動車	無料	100 円	800 円（24 時間を超えて駐車する場合は、24 時間までごとに、800 円又は 1 時間増すごとに 100 円を加算した額のいずれか低い額を加算する。）

」に

改め、別表第 2 備考 3 を備考 4 とし、備考 2 を備考 3 とし、備考 1 を備考 2 とし、備考 2 の前に次のように加える。

- 1 この表において平日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に渋川市営渋川駅前第2駐車場に車両を入庫させ、かつ、この条例の施行の日以後に出庫させる場合の当該駐車場の使用料の額は、この条例による改正後の渋川市営駐車場条例別表第2の規定を適用する。

理 由

使用料を変更するため、所要の改正をしようとするものである。



		最初の 30 分まで	最初の 30 分を超え 7 時間 30 分まで 1 時間につき	7 時間 30 分を超え 24 時間まで
渋川市営渋川駅前第 2 駐車場	普通自動車	無料	100 円	800 円 (24 時間を超えて駐車する場合は、24 時間までごとに、 <u>800 円</u> 又は 1 時間増すごとに 100 円を加算した額のいずれか低い額を加算する。)

		最初の 30 分まで	最初の 30 分を超え 9 時間 30 分まで 1 時間につき	9 時間 30 分を超え 24 時間まで
渋川市営渋川駅前第 2 駐車場	普通自動車	無料	100 円	1,000 円 (24 時間を超えて駐車する場合は、24 時間までごとに、 <u>1,000 円</u> 又は 1 時間増すごとに 100 円を加算した額のいずれか低い額を加算する。)

表 (略)

備考

1 この表において平日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除いた日をいう。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

表 (略)

備考

1 (略)

2 (略)

3 (略)